

# 東京都看護外来相談開設促進事業施設整備費補助金交付要綱

平成22年10月15日22福保医人第1374号

## 第1 目的

この要綱は、病院の看護外来相談の実施に向けた施設及び設備整備に要する経費について補助することで、看護外来相談の実施を促進することにより、地域における在宅療養患者の支援の推進及び医師との効果的・機能的な役割分担の明確化のもと、専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進することを目的とする。

## 第2 補助対象者

新たに看護外来相談を実施する都内の病院。ただし、国、独立行政法人国立病院機構及び都が設置する病院は除く。

## 第3 補助対象事業

この補助金は、第2に規定する病院の看護外来相談実施のための施設整備事業及び設備整備事業を対象に交付する。

## 第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、別表の第3欄に定める経費とする。

## 第5 交付額の算定

この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

- 1 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 第6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ交付申請書（別記第1号様式）を知事の定める日までに提出しなければならない。

## 第7 交付決定及び通知

知事は、第6の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その内容を申請者に通知する。

## 第8 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第6に定める規定に従い、あらかじめ知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

## 第9 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 事業上の契約行為

補助事業に係る契約手続については、別に定める「福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日16福保医政第1450号）」を遵守することとする。

### 4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うこ

とができる。

## 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。2の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

## 8 補助金の額の確定等

知事は、7の規定による事業実績の報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

## 10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
  - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの交付

の決定に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 11 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付している場合においても適用する。

#### 12 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 13 違約加算金の計算

12の(1)規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 14 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

#### 16 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

- (3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

#### 17 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 18 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

### 第10 申請の撤回

申請者は、第7による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

### 第11 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費								
<p>施設整備 事業</p>	<p>(1) に掲げる基準面積に (2) に掲げる表に定める単価を乗じた額</p> <p>(1) 基準面積                    15 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 単価</p> <table border="1" data-bbox="416 689 855 875"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>単価 (円/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>168,000</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>146,700</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>168,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実際の建築面積、単価が上記の基準面積、単価を下回る場合には、実際の建築面積、単価で基準額を算定するものとする。</p>	構造別	単価 (円/m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート	168,000	ブロック	146,700	木造	168,000	<p>看護外来相談実施のために必要な施設に係る新築、増改築及び改修に要する工事費</p> <p>ただし、次に掲げる費用を除く</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の取得又は整地に要する費用</li> <li>2 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</li> <li>3 設計その他工事に伴う事務に要する費用</li> <li>4 既存建物の買収に要する費用</li> <li>5 その他施設整備費として知事が適当と認めない費用</li> </ol>
構造別	単価 (円/m <sup>2</sup> )									
鉄筋コンクリート	168,000									
ブロック	146,700									
木造	168,000									
<p>設備整備 事業</p>	<p>3,811,000円</p>	<p>看護外来相談実施のために必要な備品の購入費</p> <p>ただし、1品につき100,000円以上のものに限る</p>								